

## 「バリアフリーぐんま障害者プラン8」 事業一覧

※色がけの行は、再掲事業

No.	施策	事業類型	担当所属	事業名	事業内容
1	1. お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等	① お互いの理解の促進	障害政策課	障害者週間記念行事の開催	「障害者週間」(12月3日～9日)を記念して、障害者作品展を開催したり、県内から募集した作文・ポスターの優秀作品をまとめた作品集を作成する等、障害のある人に対する理解を深めるための行事を開催します。
2	1. お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等	① お互いの理解の促進	障害政策課	心の輪を広げる体験作文・障害者週間のポスター募集	障害のある人に対する理解を深めるため、県内の小・中学生、高校生、一般の方を対象に、国と県で共催する「心の輪を広げる体験作文・障害者週間のポスター」の募集を行います。
3	1. お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等	① お互いの理解の促進	障害政策課	福祉パレードの実施	知的障害のある人に対する理解を深めるとともに、県民に障害者福祉について広報啓発を行います。
4	1. お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等	① お互いの理解の促進	障害政策課	ナイスハートフェア(知的障害児(者)施設製作品展)の開催	知的障害のある人に対する理解を深めるため、施設利用者による作品展示及び即売会を開催します。
5	1. お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等	① お互いの理解の促進	障害政策課	こころのふれあい・バザー展の開催	精神障害のある人の自立と社会復帰を進めるため、団体の活動紹介や作品の展示・販売を行うとともに、体験発表や交流等を行います。
6	1. お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等	① お互いの理解の促進	障害政策課	こころの県民講座の開催	広く県民に対し、心の健康づくりの大切さや、精神障害のある人への理解を深めるため、時節に応じた講演会を開催します。
7	1. お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等	① お互いの理解の促進	障害政策課	世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間INぐんまの開催	「世界自閉症啓発デー(4月2日)、発達障害啓発週間(4月2日～4月8日)」を広く県民に周知し、県民の自閉症をはじめとする発達障害についての理解と関心を深めるため、講演会や啓発映画の上映等を行います。
8	1. お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等	① お互いの理解の促進	障害政策課	発達障害の普及啓発県民セミナーの開催	一般県民に対し、発達障害の知識の普及・啓発を促し対応方法などを学ぶことができるようにすることを目的にセミナーを開催します。
9	1. お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等	① お互いの理解の促進	生活こども課	人権問題に対する啓発活動の推進	全ての人権を尊重していくための人権啓発活動を推進します。
10	1. お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等	① お互いの理解の促進	生活こども課	人権啓発フェスティバルinぐんまの開催	県民一人ひとりの人権意識を高め、全ての人権問題へ理解を深めてもらうために、年に一度、講演会や障害者施設の作品展示・販売、人権啓発展示等を内容とするイベントを開催します。
11	1. お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等	① お互いの理解の促進	メディアプロモーション課 障害政策課	障害のある人への理解を促進するための情報提供	県の広報メディアを利用して、障害のある人への理解を促進するための情報を積極的に提供します。また、機会あるごとに障害のある人の活動状況等を広報します。

No.	施策	事業類型	担当所属	事業名	事業内容
12	1. お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等	① お互いの理解の促進	県民活動支援・広聴課	広聴事業の実施	広く県民の意見や要望を積極的に聴く機会を増やします。
13	1. お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等	① お互いの理解の促進	戦略企画課	県民幸福度アンケートの実施	県民の幸福実感や施策実感を聴取、「幸福」と「施策」の関係を見える化し、県民の幸福度を向上させるための施策検討に活用します。
14	1. お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等	① お互いの理解の促進	教育委員会特別支援教育課	交流及び共同学習の推進	特別支援学校児童生徒の居住地校交流(居住地の小中学校等との交流)を積極的に進めます。また、小中学校等における通常の学級と特別支援学級の児童生徒との交流を進めます。
15	1. お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等	① お互いの理解の促進	教育委員会特別支援教育課	ハートフルアート展の開催	県内特別支援学校全23校で学ぶ幼児児童生徒の図画工作、美術作品等の合同展示を行い、障害のある幼児児童生徒に対する県民の理解啓発を進めます。
16	1. お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等	① お互いの理解の促進	教育委員会生涯学習課	ふれあい・ゆうあい交流フェスタの開催	心のバリアフリーと温かな社会の実現を目指して、障害のある人とボランティア等がともにふれあい、ともに活動する楽しさを体験するとともに、ボランティア活動を促進するためのフェスタを開催します。
17	1. お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等	① お互いの理解の促進	健康福祉課	ボランティアセンターの運営支援	県ボランティアセンターの運営を支援し、ボランティア活動に参加するための気運の醸成や環境整備等を推進します。
18	1. お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等	① お互いの理解の促進	県民活動支援・広聴課	NPO・ボランティアサロンぐんまの運営	障害のある人の支援等の非営利事業に取り組むNPO法人・ボランティア団体に関する各種相談、情報収集・発信、活動・交流の場の提供を行います。
19	1. お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等	① お互いの理解の促進	健康福祉課	民生委員・児童委員の活動支援	行政と連携して地域福祉を推進していく地域の要である民生委員・児童委員の活動を支援します。また、資質向上を図るため、計画的に研修会を開催します。
20	1. お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等	① お互いの理解の促進	障害政策課	各種障害者団体への協力	障害のある人やその支援者が運営する各種障害者団体の活動に協力します。
21	1. お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等	① お互いの理解の促進	自治研修センター	県職員に対する研修の実施	県職員に対する研修を通じて、障害のある人に対する理解を深めます。
22	1. お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等	① お互いの理解の促進	障害政策課	人にやさしい福祉のまちづくり条例の普及啓発	誰もがいきいきと心豊かに暮らせる社会の実現を目指して制定した「人にやさしい福祉のまちづくり条例」の普及啓発等を通じて心のバリアフリーを推進します。

No.	施策	事業類型	担当所属	事業名	事業内容
23	1. お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等	② 障害を理由とする差別の解消の推進	障害政策課	障害者差別相談窓口の設置	障害を理由とする差別に関する相談に対応するための相談窓口を設置し、必要に応じて関係行政機関との連携を図りながら対応します。
24	1. お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等	② 障害を理由とする差別の解消の推進	障害政策課	障害平等研修(DET研修)の実施	社会に存在する様々な「障害(バリア)」を見抜く力の獲得、それらを解決するための行動(合理的配慮の提供)につなげるための県民向け研修会を開催します。
25	1. お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等	② 障害を理由とする差別の解消の推進	障害政策課	障害者差別解消法に基づく協議会の運営	障害を理由とする差別の解消に係る取組を推進するため、協議会を運営し、関係機関等との連携の強化を図ります。
26	1. お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等	② 障害を理由とする差別の解消の推進	障害政策課	ヘルプマークの交付	「障害者が必要な支援を求めやすい社会」を実現するためのツールとして、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、ヘルプマークを交付します。
27	1. お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等	③ 権利擁護の推進、虐待の防止	障害政策課	群馬県障害者権利擁護センターの設置	障害のある人への虐待の防止や早期発見、虐待発生時の迅速かつ適切な対応とその後の支援を図るため、「群馬県障害者権利擁護センター」を設置し、相談の受付や研修、広報啓発等のほか、専門職チームによる市町村支援等を行います。
28	1. お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等	③ 権利擁護の推進、虐待の防止	障害政策課	障害者虐待防止のためのネットワーク会議の開催	関係行政機関、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、社会福祉協議会、障害者団体、医療関係者、司法関係者等の関係機関によるネットワーク会議を開催し、障害のある人への虐待の防止のための協力体制の整備や支援体制の強化を図ります。
29	1. お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等	③ 権利擁護の推進、虐待の防止	児童福祉・青少年課	児童虐待対策の推進	各児童相談所(中央・西部・東部)に設置されている虐待対応係を中心として、児童虐待の防止や対応の強化を図ります。
30	1. お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等	③ 権利擁護の推進、虐待の防止	障害政策課	障害者110番事業の実施	専門の相談員が、障害のある人の財産保護や相続関係、雇用・勤務関係、人間関係など、生活全般に関するあらゆる相談に応じます。 また、必要に応じて専門機関の紹介や弁護士による法律相談も行います。
31	1. お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等	③ 権利擁護の推進、虐待の防止	健康福祉課	成年後見制度の体制整備を促進	成年後見制度の利用が必要な人を適切に支援につなげる仕組みとして、市町村における地域連携ネットワークの整備やその中核機関の設置等の取組を支援するとともに、後見人となる人材の育成等に取り組めます。
32	1. お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等	③ 権利擁護の推進、虐待の防止	健康福祉課	日常生活自立支援事業への支援	知的障害や精神障害のある人、認知症高齢者等で、判断能力が不十分な人が、地域で安心して日常生活を送れるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、各種支払い、日常的金銭管理等を行います。
33	1. お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等	③ 権利擁護の推進、虐待の防止	健康福祉課	福祉サービス第三者評価事業の推進	福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者の適切なサービス選択に資するため、第三者評価事業を推進します。

No.	施策	事業類型	担当所属	事業名	事業内容
34	1. お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等	③ 権利擁護の推進、虐待の防止	健康福祉課	福祉サービス苦情解決体制の整備	福祉サービスの利用者がより適切なサービスを受けられるようにするため、利用者からの苦情を適切に解決する制度です。利用者が事業者には話しづらい場合等には申し出により、福祉サービス運営適正化委員で相談を受け、苦情解決に向けてのお手伝いをしています。
35	1. お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等	③ 権利擁護の推進、虐待の防止	健康福祉課	地域生活定着支援センターの運営	矯正施設に入所している福祉の支援が必要な障害のある人等に対し、退所後すぐに福祉サービス等が利用できるよう、入所中から保護観察所や福祉関係機関等と連携し、退所後の地域生活を支援しています。
36	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	① 意思決定支援と情報提供の推進	障害政策課	「意思決定支援ガイドライン」の普及推進等	平成29年3月に厚生労働省が策定した「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及を推進します。 また、意思決定支援に関する課題を障害福祉サービスの現場で発見・改善することができるよう、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修等の中で意思決定支援に関する実践的な研修を実施するとともに、各事業所等における適切な意思決定支援を行うための体制整備を促進します。
37	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	① 意思決定支援と情報提供の推進	障害政策課	福祉制度のごあんないの作成・配布、ホームページへの掲載	障害のある人のための各種制度等や相談窓口をまとめた冊子「福祉制度のごあんない」を作成・配布し、周知を図ります。また、その内容を県ホームページに掲載します。
38	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	① 意思決定支援と情報提供の推進	障害政策課	事業者・施設に関する情報の提供	障害者総合支援法や児童福祉法の規定に基づき、事業者・施設が行う障害福祉サービス等の内容や、事業者・施設の運営状況に関する情報を提供します。
39	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	① 意思決定支援と情報提供の推進	健康福祉課	成年後見制度の体制整備を促進	成年後見制度の利用が必要な人を適切に支援につなげる仕組みとして、市町村における地域連携ネットワークの整備やその中核機関の設置等の取組を支援するとともに、後見人となる人材の育成等に取り組めます。
40	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	① 意思決定支援と情報提供の推進	健康福祉課	日常生活自立支援事業への支援	知的障害や精神障害のある人、認知症高齢者等で、判断能力が不十分な人が、地域で安心して日常生活を送れるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、各種支払い、日常的な金銭管理等を行います。
41	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	② 総合的な相談支援体制等の整備	障害政策課	障害者相談支援体制の充実	障害のある人が地域の中で安心して生活することができるよう、相談支援アドバイザーを設置し、アドバイザー会議を開催することで、県全体の相談支援体制について課題の検討や対応を行うとともに、相談支援従事者の研修を実施し、相談支援に係る人材育成を図ります。
42	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	② 総合的な相談支援体制等の整備	障害政策課	地域生活支援拠点等の機能充実	障害のある人の重度化・高齢化や親なき後に対応するため、相談支援体制の充実や体験機会の場、緊急時の受入れ、人材の養成・確保など、必要な機能を備えた地域生活支援拠点等について、自立支援協議会等を活用して機能の充実を図ります。
43	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	② 総合的な相談支援体制等の整備	障害政策課	医療的ケア児等支援体制の整備	保健、医療、福祉、教育等の関係者による協議の場において、医療的ケア児等への支援に関する課題や対応策について検討し、体制の整備を進めます。
44	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	② 総合的な相談支援体制等の整備	障害政策課	群馬県障害者自立支援協議会の運営	障害のある人への総合的な支援体制の充実に資するため、障害福祉に携わる関係者による協議会を設置し、県全域に関わる課題についての検討や協議等を行い、地域移行や就労支援等の取組を進めます。

No.	施策	事業類型	担当所属	事業名	事業内容
45	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	② 総合的な相談支援体制等の整備	障害政策課	心身障害者福祉センターの充実	身体障害のある人や知的障害のある人の専門的な相談指導を担う心身障害者福祉センターの充実を図ります。
46	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	② 総合的な相談支援体制等の整備	障害政策課	発達障害者支援センターの充実	発達障害のある人や保護者からの相談に応じ、発達支援、就労支援等の総合的な支援を行う発達障害者支援センターの充実を図ります。
47	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	② 総合的な相談支援体制等の整備	障害政策課	早期家族支援研修の開催	発達障害の早期発見・早期支援体制を確立することが、発達障害の方の子育てや社会適応に非常に重要であり、2次障害の予防にもなることから、市町村保健師を中心にした研修会を企画し、市町村が主体となった療育システムの構築を促進します。
48	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	② 総合的な相談支援体制等の整備	障害政策課	こころの健康センターの充実	精神保健福祉の中核的機関として、悩みを抱えた人や精神障害のある人の相談指導等を行うこころの健康センターの充実を図ります。
49	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	② 総合的な相談支援体制等の整備	児童福祉・青少年課	児童相談所の充実	障害のある児童の相談をはじめとする各種の児童相談を行う児童相談所の充実を図ります。
50	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	③ 障害福祉サービス等の充実	障害政策課	障害者(児)ホームヘルプサービス(居宅介護)の促進	地域で生活する障害のある人の日常生活支援のため、入浴・食事等の介護や調理・洗濯等の家事援助の訪問サービス等を行います。
51	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	③ 障害福祉サービス等の充実	障害政策課	自立生活援助の推進	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障害者等であり、理解力や生活力を補う観点から支援が必要と認められる場合に、一定期間、定期的な巡回訪問等により、安心して地域で生活することができるよう、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスの推進を図ります。
52	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	③ 障害福祉サービス等の充実	障害政策課	要医療重症心身障害児(者)訪問看護支援事業の実施	医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児(者)に対して、長時間利用を可能とする訪問看護を実施し、保護者の負担軽減を図ります。
53	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	③ 障害福祉サービス等の充実	私学・子育て支援課	医療的ケア児の保育支援	人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児(医療的ケア児)が、保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ります。
54	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	③ 障害福祉サービス等の充実	障害政策課	補装具費の支給	身体に障害のある人が日常生活で必要とする補装具の購入、借受け又は修理に要した費用の給付を行います。
55	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	③ 障害福祉サービス等の充実	障害政策課	日常生活用具の給付・貸与	在宅の障害のある人の日常生活上の利便性を向上させるため、市町村が実施する日常生活用具の給付・貸与を支援します。

No.	施策	事業類型	担当所属	事業名	事業内容
56	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	③ 障害福祉サービス等の充実	障害政策課	難聴児補聴器購入支援事業の実施	身体障害者手帳に該当しないために障害者総合支援法に基づく補装具費支給の対象にならない軽・中度の難聴の子どもに対し、県と市町村が連携し、補聴器の購入費用の一部を助成し、難聴の子どもの健全な発達を支援します。
57	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	③ 障害福祉サービス等の充実	障害政策課	県立義肢製作所の運営	身体に障害のある人の日常生活を支える補装具の製作・修理や補装具に関する巡回相談、神経難病患者のコミュニケーション支援活動等を行います。
58	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	③ 障害福祉サービス等の充実	障害政策課	同行援護事業の推進	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人等の外出時に、同行して移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。
59	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	③ 障害福祉サービス等の充実	障害政策課	行動援護事業の推進	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害のある人で常時介護が必要な人に、行動に伴う危険回避のための必要な援護、外出時の移動中の介護等の支援を行います。
60	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	③ 障害福祉サービス等の充実	障害政策課	ガイドヘルパーネットワーク事業の実施	重度の視覚障害のある人及び全身性障害のある人が、都道府県・指定都市間を移動する場合に、その目的地においてガイドヘルパーを確保できるよう、ネットワークを整備します。
61	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	③ 障害福祉サービス等の充実	障害政策課	身体障害者補助犬の給付	身体障害のある人が、日常生活における機能障害を補い、社会参加を促進するための身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)を必要とする場合に給付を行います。
62	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	③ 障害福祉サービス等の充実	障害政策課	移動支援事業の推進	屋外での移動に著しい制限等がある障害のある人に対して、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出においての移動を支援します。
63	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	③ 障害福祉サービス等の充実	健康福祉課	福祉バスの運行委託の実施	群馬県社会福祉協議会に車いす用リフトバスの運行管理を委託し、障害のある人等の社会参加と福祉関係者の利便を図ります。
64	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	③ 障害福祉サービス等の充実	介護高齢課 障害政策課	福祉有償運送の実施	障害のある人や介護が必要な高齢者等が、通院やレジャー・文化芸術活動等のため、利用できる移送サービスの整備を図ります。
65	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	③ 障害福祉サービス等の充実	障害政策課	じん臓機能障害者等通院交通費補助の実施	じん臓機能障害の人が人工透析を、また、小腸機能障害の人が中心静脈栄養法を受けるために、通院する場合等に費用の一部を補助します。
66	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	③ 障害福祉サービス等の充実	障害政策課	オストメイト社会適応訓練事業の補助	人工肛門、人工ぼうこうを造設している人を対象にした補装具の装着・ストマ用装具の使い方、日常生活上の基本的事項等についての講習会及び生活相談等を行う事業に対して、その経費の一部を補助します。

No.	施策	事業類型	担当所属	事業名	事業内容
67	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	③ 障害福祉サービス等の充実	障害政策課	音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業の補助	音声機能に障害のある人に対する発声訓練及び発声訓練指導者養成事業に対して、その経費を補助します。
68	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	③ 障害福祉サービス等の充実	障害政策課	身体障害者福祉推進事業の実施	身体障害のある人の福祉の向上を図るため、社会参加推進のための事業や結婚相談等の事業を行います。
69	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	③ 障害福祉サービス等の充実	障害政策課	視覚障害者福祉推進事業の実施	視覚障害のある人の社会活動への参加と自立促進を図るため、家庭生活等に必要な訓練を行うとともに、生活相談員の設置を行います。
70	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	③ 障害福祉サービス等の充実	障害政策課	知的障害者社会活動推進事業の実施	知的障害のある人の社会生活に必要な訓練と社会参加を促進するため、生活訓練事業、家族教室・レクリエーション教室等の事業を実施します。
71	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	③ 障害福祉サービス等の充実	障害政策課	精神障害者社会参加推進事業の実施	精神障害のある人の社会参加を促進するため、家族教室や研修等の事業を実施します。
72	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	③ 障害福祉サービス等の充実	健康福祉課 障害政策課	身体障害者用介護用品等の展示場運営	福祉機器等に対する理解と普及の促進を図るため、社会福祉総合センター地階に高齢者や身体障害者用の介護機器を展示するとともに、住宅改造も含めた情報の提供や相談にも応じます。
73	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	③ 障害福祉サービス等の充実	障害政策課	生活介護事業所等の拡充	障害のある人の障害程度や必要とする支援内容に応じて個別に支給決定が行われる障害福祉サービス(生活介護、就労支援、自立訓練等)事業所の拡充を図ります。
74	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	③ 障害福祉サービス等の充実	障害政策課	障害者(児)ショートステイ(短期入所)の促進	地域で生活する障害のある人を介護する人が、疾病等により一時的に介護できない場合に、ショートステイを利用することにより、介護者の負担軽減を図ります。
75	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	③ 障害福祉サービス等の充実	障害政策課	在宅重度心身障害者等デイサービスへの支援	在宅で重度の心身障害がある人に対して、通所の場を設け、養護、日常生活訓練等のデイサービスを提供します。
76	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	③ 障害福祉サービス等の充実	障害政策課	日中一時支援事業(心身障害児集団活動・訓練事業)	特別支援学校等に通う障害のある児童生徒に、放課後の活動の場を設けて、集団活動や社会適応訓練を行います。
77	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	③ 障害福祉サービス等の充実	障害政策課	地域活動支援センターの運営支援	市町村による地域活動支援センター(障害のある人等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動または生産的活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る場)の運営を支援します。

No.	施策	事業類型	担当所属	事業名	事業内容
78	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	③ 障害福祉サービス等の充実	障害政策課	児童発達支援の推進	障害のある子どもに対し、通所や居宅訪問により日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
79	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	③ 障害福祉サービス等の充実	障害政策課	放課後等デイサービスの推進	学校就学中の障害のある児童生徒に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
80	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	③ 障害福祉サービス等の充実	障害政策課	保育所等訪問支援の推進	保育所等に通う障害のある子どもに対し、保育所等を訪問し、障害のない子どもとの集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
81	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	③ 障害福祉サービス等の充実	障害政策課	心身障害児(者)施設整備費補助事業の推進	社会福祉法人等が行う施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設利用者等の福祉の向上を図ります。
82	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	③ 障害福祉サービス等の充実	障害政策課	医療型短期入所事業所設備費補助事業の推進	重症心身障害児(者)短期入所施設設備の整備に要する費用の一部を補助します。
83	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	③ 障害福祉サービス等の充実	障害政策課	障害福祉分野のICT事業の推進	ICTを導入した障害福祉事業所に対し、導入に伴う費用を補助する。障害福祉事業所に対し、ICTに関する研修を実施する。
84	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	③ 障害福祉サービス等の充実	児童福祉・青少年課	児童心理治療施設での治療や援助の充実	心理的問題を抱え日常生活に支障をきたしている子どもたちに、医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を中心に、学校教育との緊密な連携による治療・支援の充実を図ります。
85	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	③ 障害福祉サービス等の充実	障害政策課	グループホームの整備	障害のある人が、共同生活を行い、家事等の日常生活上の支援や、食事や入浴等の介護を受けながら、地域において自立した生活を送るグループホームの整備を推進します。
86	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	③ 障害福祉サービス等の充実	障害政策課 住宅政策課	グループホーム事業への公営住宅の使用提供	社会福祉法人等においてグループホームとしての活用が可能な公営住宅について、公営住宅法第45条第1項に基づく使用を推進します。
87	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	③ 障害福祉サービス等の充実	障害政策課	知的障害児(者)地域ホームへの支援	地域生活を望む知的障害のある人が、日常生活において、指導、援助を受けながら、少人数で共同生活を送る場です。
88	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	③ 障害福祉サービス等の充実	障害政策課	障害者福祉ホームへの支援	現に住居を求めている障害のある人が独立した生活を営む場です。



No.	施策	事業類型	担当所属	事業名	事業内容
89	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	③ 障害福祉サービス等の充実	障害政策課	県立障害者リハビリテーションセンターの運営	県有施設として、障害福祉サービスの提供を通じて利用者の生活環境の改善や地域移行を推進します。
90	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	③ 障害福祉サービス等の充実	障害政策課	県立しろがね学園の運営	福祉型障害児入所施設として、民間施設では対応困難な重度の障害児を積極的に受け入れるとともに、地域の知的障害児に対する個別外来療育や、療育に係る研修等を実施します。
91	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	③ 障害福祉サービス等の充実	障害政策課	精神障害者援護寮の運営	家庭での日常生活に困難がある精神障害のある人に対し、日常生活に適応することができるよう必要な訓練及び指導を行うことにより、社会復帰の促進を図ります。
92	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	④ 生活の安定と充実のための施策の推進	児童福祉・青少年課	特別児童扶養手当の支給	一定の障害のある20歳未満の児童を監護している父母等に、手当を支給します。
93	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	④ 生活の安定と充実のための施策の推進	障害政策課	特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の支給	常時特別の介護を要する重度障害のある人や常時介護を必要とする重度障害のある児に、手当を支給します。
94	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	④ 生活の安定と充実のための施策の推進	障害政策課	心身障害者扶養共済制度の運営	独立自活することが困難な障害のある人を扶養している保護者が、死亡または重度障害となった場合、それまで扶養していた障害のある人の生活の安定を図るため、年金を給付する扶養共済制度を運営します。
95	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	④ 生活の安定と充実のための施策の推進	健康福祉課	生活福祉資金貸付制度運用への支援	障害のある人の世帯のほか、低所得・高齢者世帯の生活を支援するため、群馬県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業を支援します。
96	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	④ 生活の安定と充実のための施策の推進	国保援護課	福祉医療制度の支援	重度の障害のある人をはじめとして、子どもや母子・父子家庭の医療費の自己負担について、市町村が実施する福祉医療制度を支援します。
97	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	④ 生活の安定と充実のための施策の推進	児童福祉・青少年課	未熟児養育医療給付事業の支援	重症の未熟児に対し、養育の安全を図るため指定医療機関により行われる医療給付について、市町村に対し一部負担を行います。
98	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	④ 生活の安定と充実のための施策の推進	保健予防課	小児慢性特定疾病医療の給付	小児慢性特定疾病に関する治療研究の推進と患者の負担軽減を図るため、医療費の一部公費負担を行います。
99	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	④ 生活の安定と充実のための施策の推進	障害政策課	身体障害児に対する自立支援医療(育成医療)の給付	身体障害のある児童の身体上の障害を軽減除去し、生活の能力を得るため、指定医療機関により行われる医療給付について、一部負担を行います。

No.	施策	事業類型	担当所属	事業名	事業内容
100	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	④ 生活の安定と充実のための施策の推進	障害政策課	身体障害者に対する自立支援医療(更生医療)の給付	身体障害のある人の身体上の障害を軽減除去し、日常生活能力や職業能力の回復向上を図るため、指定医療機関により行われる医療給付について、一部負担を行います。
101	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	④ 生活の安定と充実のための施策の推進	障害政策課	精神障害者に対する入院医療及び自立支援医療(精神通院医療)の給付	精神障害のある人の障害の治療と予防を図り、自立と社会復帰を促進するため、指定医療機関等により行われる医療について、公費負担を行います。
102	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	④ 生活の安定と充実のための施策の推進	税務課	自動車税(環境性能割・種別割)の減免	障害のある人の社会活動への参加を支援するため、一定の要件を満たす場合に、申請によって自動車税(環境性能割・種別割)を減免します。 (※令和元年10月1日に、自動車税が自動車税種別割に名称変更されるとともに、自動車取得税が廃止され、新たに自動車税環境性能割が導入されました。自動車税環境性能割の減免については旧自動車取得税の減免と同様です。)
103	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑤ 福祉サービスを支える人材の育成・確保	健康福祉課	群馬県福祉マンパワーセンターの設置	質の高い福祉人材の養成・確保対策を総合的に担う機関として、群馬県福祉マンパワーセンターを設置し、無料職業紹介や就職相談会、各種研修会等を実施しています。
104	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑤ 福祉サービスを支える人材の育成・確保	障害政策課	相談支援従事者の養成	障害のある人が地域生活をするうえで必要不可欠な様々なサービスを一体的・総合的に提供できるよう支援するため、相談支援従事者を養成するとともに、その資質の向上を図ります。
105	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑤ 福祉サービスを支える人材の育成・確保	障害政策課	障害支援区分認定調査員の養成	全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に自立支援給付等の事務が行われるよう、障害支援区分認定調査員等に対する研修を実施し、その資質向上を図ります。
106	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑤ 福祉サービスを支える人材の育成・確保	障害政策課 介護高齢課	喀痰吸引等研修事業	たんの吸引等の医療的ケアを行う介護職員に対し、実地指導等を行う指導者を養成するための研修を実施します。
107	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑤ 福祉サービスを支える人材の育成・確保	障害政策課	居宅介護従事者等の養成	障害のある人の身体介護や家事援助、外出の支援等に従事するホームヘルパー等の養成及び資質の向上を図ります。
108	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑤ 福祉サービスを支える人材の育成・確保	保健予防課	難病患者のためのホームヘルパー養成研修事業の実施	難病患者の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するため、難病患者を介助するホームヘルパーが専門的知識・技術を習得できるように研修を実施します。
109	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑤ 福祉サービスを支える人材の育成・確保	障害政策課	サービス管理責任者等研修事業の実施	障害福祉サービス事業所等に配置するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者を養成します。
110	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑤ 福祉サービスを支える人材の育成・確保	障害政策課	福祉施設等職員研修の実施の支援	福祉施設等に勤務する職員の資質向上を図るための研修の実施を支援します。

No.	施策	事業類型	担当所属	事業名	事業内容
111	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑤ 福祉サービスを支える人材の育成・確保	障害政策課	手話通訳者・要約筆記者等の養成	聴覚障害者コミュニケーションプラザの運営等を通じて、手話通訳者及び要約筆記者を養成します。また、聴覚障害のある人の団体が行う手話通訳士の資格取得を推進する事業に対して、経費の一部を補助します。
112	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑤ 福祉サービスを支える人材の育成・確保	障害政策課	点訳奉仕員・音訳奉仕員の養成	点字図書館の運営等を通じて、点訳奉仕員及び音訳奉仕員を養成します。
113	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑤ 福祉サービスを支える人材の育成・確保	障害政策課	盲ろう者向け通訳・介助員の養成	視覚及び聴覚に重複障害のある人の意思伝達、外出等を支援する盲ろう者向け通訳・介助員を養成します。
114	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑤ 福祉サービスを支える人材の育成・確保	障害政策課	失語症者に対する意思疎通支援者の養成	失語症の人に対して意思疎通を支援する者を養成します。
115	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑤ 福祉サービスを支える人材の育成・確保	障害政策課	発達障害者支援者研修の実施	発達障害がある方及び家族の身近な地域でライフステージに応じた支援をしている各機関の職員を対象として、特性理解や支援方法等の向上を目的とした研修を行います。
116	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑤ 福祉サービスを支える人材の育成・確保	障害政策課	保育所・幼稚園・認定こども園職員向け専門セミナーの開催	保育士・幼稚園教諭等に対して、発達障害についての正しい理解と具体的な対応方法の習得を目的に研修を行います。
117	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑤ 福祉サービスを支える人材の育成・確保	介護高齢課	介護福祉士修学資金等の貸与	介護福祉士を養成・確保するため、県内の介護福祉士養成施設の在学中に修学資金を貸与する他、介護福祉士実務者研修受講資金や、離職した介護職員が再就職する場合の再就職準備金を貸与します。
118	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑤ 福祉サービスを支える人材の育成・確保	私学・子育て支援課	保育所等職員資質向上の推進	保育所等における集団保育が可能な障害のある乳幼児の受け入れを推進するため、保育所職員が専門的な知識や技術を習得できるように研修の充実を図ります。
119	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑤ 福祉サービスを支える人材の育成・確保	教育委員会高校教育課	県立高校教員に対する介護福祉士指導者養成講習の実施	介護福祉士国家試験受験指導に当たる基準を満たすため、教員に対し、最新の介護知識及び技術等の習得に資する講習を行います。
120	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑤ 福祉サービスを支える人材の育成・確保	教育委員会高校教育課	福祉資格取得推進事業の実施	福祉科等を設置する県立高校では、生徒に福祉資格を取得させるとともに、福祉教育の充実を図るため、社会人講師の招へい及び福祉施設への実習委託を行います。
121	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑤ 福祉サービスを支える人材の育成・確保	健康福祉課	社会福祉協力校事業の推進	福祉教育の充実のため、群馬県社会福祉協議会が実施する社会福祉協力校事業を推進します。

No.	施策	事業類型	担当所属	事業名	事業内容
122	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑤ 福祉サービスを支える人材の育成・確保	障害政策課	早期家族支援研修の開催	発達障害の早期発見・早期支援体制を確立することが、発達障害の方の子育てや社会適応に非常に重要であり、2次障害の予防にもなることから、市町村保健師を中心にした研修会を企画し、市町村が主体となった療育システムの構築を促進します。
123	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑥ 障害のある子どもへの療育支援	障害政策課	地域療育相談事業の充実	保健、医療、福祉、教育の連携のもと、マザー＆チャイルド(集団親子指導)、コンサルテーション(幼稚園等への専門的技術支援)、個別相談等の事業を通して、乳幼児期から学齢期までの障害のある子どもに対する総合的な療育体制の推進を図ります。
124	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑥ 障害のある子どもへの療育支援	私学・子育て支援課	障害児の就園に対する支援	障害のある幼児が就園している私立幼稚園に対して、補助します。
125	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑥ 障害のある子どもへの療育支援	教育委員会総合教育センター	子どもに関する発達相談の充実	発達が気になる乳幼児及び児童生徒に対する障害の理解や適切な関わり方、家庭教育や就学等に係る支援を行うため、来所相談、電話相談、訪問相談を行います。
126	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑥ 障害のある子どもへの療育支援	私学・子育て支援課	放課後児童健全育成事業の充実	昼間、家庭に保護者のいない子どもを放課後預かる放課後児童健全育成事業で、障害のある子どもの受け入れを支援します。
127	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑥ 障害のある子どもへの療育支援	児童福祉・青少年課	児童福祉施設の機能充実	増加する被虐待児等に対する処遇を強化するため、家庭支援専門相談員を軸に、切れ目のない自立支援を促進するとともに小規模グループケアの実施等を行います。
128	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑥ 障害のある子どもへの療育支援	児童福祉・青少年課	市町村要保護児童対策地域協議会の推進	保護を必要とする子どもの早期発見や虐待の未然予防等を目的とした市町村における要保護児童対策地域協議会の運営を推進します。
129	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑥ 障害のある子どもへの療育支援	児童福祉・青少年課	中央児童相談所「こどもホットライン24」の設置	全ての子育て家庭を応援するため、子どもに関する電話相談を24時間、365日体制で行います。
130	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑥ 障害のある子どもへの療育支援	障害政策課	児童発達支援の推進	障害のある子どもに対し、通所や居宅訪問により日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
131	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑥ 障害のある子どもへの療育支援	障害政策課	放課後等デイサービスの推進	学校就学中の障害のある児童生徒に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
132	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑥ 障害のある子どもへの療育支援	障害政策課	保育所等訪問支援の推進	保育所等に通う障害のある子どもに対し、保育所等を訪問し、障害のない子どもとの集団生活の適応のための専門的な支援を行います。

No.	施策	事業類型	担当所属	事業名	事業内容
133	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑥ 障害のある子どもへの療育支援	障害政策課	医療的ケア児等支援体制の整備	保健、医療、福祉、教育等の関係者による協議の場において、医療的ケア児等への支援に関する課題や対応策について検討し、体制の整備を進めます。
134	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑥ 障害のある子どもへの療育支援	障害政策課	要医療重症心身障害児(者)訪問看護支援事業の実施	医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児(者)に対して、長時間利用を可能とする訪問看護を実施し、保護者の負担軽減を図ります。
135	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑥ 障害のある子どもへの療育支援	私学・子育て支援課	医療的ケア児の保育支援	人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児(医療的ケア児)が、保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ります。
136	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑥ 障害のある子どもへの療育支援	障害政策課	日中一時支援事業(心身障害児集団活動・訓練事業)	特別支援学校等に通う障害のある児童生徒に、放課後の活動の場を設けて、集団活動や社会適応訓練を行います。
137	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑦ 発達障害のある人への支援	障害政策課	発達障害のある人に対する支援体制の整備	発達障害のある人に対する、専門的かつ一貫性のある支援を実施するための施策の推進を図ります。また、発達障害者支援地域協議会の運営等を通じて、関係機関等との連携の強化を図ります。
138	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑦ 発達障害のある人への支援	障害政策課	地域における支援体制の強化	生地域での発達障害相談支援の充実を図るため発達障害相談支援サポーターの配置や、専門的な知識・技術を有する発達障害者地域支援マネージャーの派遣等により、地域における支援体制の強化を図ります。
139	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑦ 発達障害のある人への支援	児童福祉・青少年課	発達障害の早期発見への支援	保健師を対象とした研修を行うことにより、乳幼児健診等による早期発見を支援します。
140	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑦ 発達障害のある人への支援	障害政策課	ペアレントサポートプログラムの実施	発達障害のある子どもの保護者等に、子どもの障害特性を理解し、特性に合った関わり方を身につけていただくとともに、子育ての悩みや不安の解消を図ります。
141	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑦ 発達障害のある人への支援	教育委員会特別支援教育課	小中学校、高等学校等のサポート	県内を4つのエリア(中部、西部、北部、東部)に分け、各教育事務所の特別支援教育専門相談員や特別支援学校専門アドバイザーが、幼稚園、小中学校、高等学校等の要請に応じ、特別の教育的支援が必要な幼児児童生徒の教育に関する相談支援体制の充実を図ります。また、エリアサポートモデル校(小学校又は中学校)を指定し、発達障害教育に係る実践的研究を進めます。
142	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑦ 発達障害のある人への支援	教育委員会特別支援教育課	発達障害等に係る研究協議会の実施	小・中学校、高等学校、特別支援学校等の教員等を対象として、発達障害等のある児童生徒の指導や保護者対応について演習や実習を中心とした実践的な研修を行い、指導力を高めます。
143	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑦ 発達障害のある人への支援	障害政策課	発達障害者社会適応支援事業の実施	発達障害のある成人(19歳以上)及びその家族に対して、障害理解や社会適応を促すための支援を行います。

No.	施策	事業類型	担当所属	事業名	事業内容
144	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑦ 発達障害のある人への支援	障害政策課	世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間INぐんまの開催	「世界自閉症啓発デー(4月2日)、発達障害啓発週間(4月2日～4月8日)」を広く県民に周知し、県民の自閉症をはじめとする発達障害についての理解と関心を深めるため、講演会や啓発映画の上映等を行います。
145	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑦ 発達障害のある人への支援	障害政策課	発達障害の普及啓発県民セミナーの開催	一般県民に対し、発達障害の知識の普及・啓発を促し対応方法などを学ぶことができるようにすることを目的にセミナーを開催します。
146	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑦ 発達障害のある人への支援	障害政策課	発達障害者支援センターの充実	発達障害のある人や保護者からの相談に応じ、発達支援、就労支援等の総合的な支援を行う発達障害者支援センターの充実を図ります。
147	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑦ 発達障害のある人への支援	障害政策課	発達障害者支援者研修の実施	発達障害がある方及び家族の身近な地域でライフステージに応じた支援をしている各機関の職員を対象として、特性理解や支援方法等の向上を目的とした研修を行います。
148	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑦ 発達障害のある人への支援	障害政策課	地域療育相談事業の充実	保健、医療、福祉、教育の連携のもと、マザー＆チャイルド(集団親子指導)、コンサルテーション(幼稚園等への専門的技術支援)、個別相談等の事業を通して、乳幼児期から学齢期までの障害のある子どもに対する総合的な療育体制の推進を図ります。
149	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑦ 発達障害のある人への支援	障害政策課	早期家族支援研修の開催	発達障害の早期発見・早期支援体制を確立することが、発達障害の方の子育てや社会適応に非常に重要であり、2次障害の予防にもなることから、市町村保健師を中心にした研修会を企画し、市町村が主体となった療育システムの構築を促進します。
150	2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑦ 発達障害のある人への支援	教育委員会総合教育センター	子どもに関する発達相談の充実	発達に気になる乳幼児及び児童生徒に対する障害の理解や適切な関わり方、家庭教育や就学等に係る支援を行うため、来所相談、電話相談、訪問相談を行います。
151	3. 保健・医療体制の充実	① 保健事業の充実	医務課	周産期医療体制の充実	子どもを安心して産み育てられる環境を整えるため、周産期医療機関の体制及び母体・新生児の救急搬送体制を整備します。
152	3. 保健・医療体制の充実	① 保健事業の充実	児童福祉・青少年課	先天性代謝異常検査の実施	先天性代謝異常を早期に発見し、早期治療を行うことにより、障害の予防を図ります。
153	3. 保健・医療体制の充実	① 保健事業の充実	児童福祉・青少年課	新生児聴覚検査事業の推進	新生児を対象とした聴覚検査体制を推進するとともに、聴覚障害のある児童やその家族へ早期の支援ができる体制の整備を推進します。
154	3. 保健・医療体制の充実	① 保健事業の充実	児童福祉・青少年課	3歳児健康診査の眼科検査の推進	3歳児健康診査に眼科屈折検査の導入を推進し、弱視等のある児童やその家族へ早期の支援ができる体制の整備を推進します。

No.	施策	事業類型	担当所属	事業名	事業内容
155	3. 保健・医療体制の充実	① 保健事業の充実	保健予防課	健康増進事業の推進	市町村が行う健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導等、健康増進法に基づく健康増進事業の経費を助成します。
156	3. 保健・医療体制の充実	① 保健事業の充実	保健予防課	歯科口腔保健の推進	定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の体制の整備を図ります。
157	3. 保健・医療体制の充実	② 医療及びリハビリテーションの充実	医務課	医療体制の整備	県民の健康を守るため、医療施設の整備や医療従事者の充実等医療体制の整備を図ります。
158	3. 保健・医療体制の充実	② 医療及びリハビリテーションの充実	医務課	障害児(者)歯科診療の体制整備	一般歯科医療機関での診療に困難を伴う心身障害児(者)の歯科診療体制を確保するため、群馬県歯科医師会に委託して、心身障害児(者)の歯科診療を実施します。
159	3. 保健・医療体制の充実	② 医療及びリハビリテーションの充実	医務課	災害医療体制の構築	災害発生時に迅速かつ確かな医療提供を行うことのできる災害医療体制を構築します。
160	3. 保健・医療体制の充実	② 医療及びリハビリテーションの充実	健康福祉課	地域リハビリテーション体制の整備	高齢者や身体障害のある人の地域における生活を支援するため、機能回復訓練や社会生活訓練等の福祉・介護サービスを総合的に提供できる体制づくりを図ります。
161	3. 保健・医療体制の充実	② 医療及びリハビリテーションの充実	医務課	小児等在宅医療連携拠点事業の実施	NICU等で長期の療養を要した児を始めとする在宅医療を必要とする小児等が、在宅において必要な医療・福祉サービス等が提供され、地域で安心して療養できるよう、福祉や教育と連携し、在宅療養を支える体制整備を推進します。
162	3. 保健・医療体制の充実	② 医療及びリハビリテーションの充実	教育委員会特別支援教育課	特別支援学校の医療的ケア支援	特別支援学校に通学する医療的ケアが必要な児童生徒が健康で安全な学校生活を営むことができるように、教育・医療・保健・福祉等と連携して、安全で適切な医療的ケア実施体制の充実を図ります。
163	3. 保健・医療体制の充実	② 医療及びリハビリテーションの充実	病院局総務課	県立小児医療センターの運営	県内の小児医療の拠点として高度・専門医療を提供するとともに、総合周産期母子医療センターとして出産前後の母体、胎児、新生児に一貫した医療を提供します。
164	3. 保健・医療体制の充実	② 医療及びリハビリテーションの充実	障害政策課	医療的ケア児等支援体制の整備	保健、医療、福祉、教育等の関係者による協議の場において、医療的ケア児等への支援に関する課題や対応策について検討し、体制の整備を進めます。
165	3. 保健・医療体制の充実	② 医療及びリハビリテーションの充実	障害政策課	要医療重症心身障害児(者)訪問看護支援事業の実施	医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児(者)に対して、長時間利用を可能とする訪問看護を実施し、保護者の負担軽減を図ります。

No.	施策	事業類型	担当所属	事業名	事業内容
166	3. 保健・医療体制の充実	② 医療及びリハビリテーションの充実	私学・子育て支援課	医療的ケア児の保育支援	人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（医療的ケア児）が、保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ります。
167	3. 保健・医療体制の充実	③ 精神保健・医療体制及び高次脳機能障害支援体制の整備・充実	障害政策課	地域の精神保健体制の整備	精神障害のある人が、地域の中で安心して生活することができるよう、相談支援を担当する保健福祉事務所、市町村及び相談支援事業所等の相談機能の充実を図るため、相談支援従事者研修等を実施するほか、各地域の自立支援協議会等を通して、医療と連携した相談支援体制を整備します。
168	3. 保健・医療体制の充実	③ 精神保健・医療体制及び高次脳機能障害支援体制の整備・充実	障害政策課	精神障害者地域移行支援事業の推進	精神科病院に入院している精神障害のある人のうち、病状が安定しており、居住先や地域での支援が整えば退院が可能である人に対して、本人の意向を尊重した上で、地域移行の推進を図ります。
169	3. 保健・医療体制の充実	③ 精神保健・医療体制及び高次脳機能障害支援体制の整備・充実	障害政策課	保健福祉事務所の精神保健相談機能の充実	こころの健康に関する相談や精神障害のある人の相談・訪問指導等を行う保健福祉事務所の相談機能の充実を図ります。
170	3. 保健・医療体制の充実	③ 精神保健・医療体制及び高次脳機能障害支援体制の整備・充実	障害政策課	かかりつけ医うつ病対応力向上研修の実施	うつ病の人は、まず内科等のかかりつけ医に受診することが多いため、かかりつけ医のうつ病対応力向上が求められることから、適切なうつ病診療の知識・技術等の研修を実施します。
171	3. 保健・医療体制の充実	③ 精神保健・医療体制及び高次脳機能障害支援体制の整備・充実	障害政策課	かかりつけ医アルコール問題対応力向上研修の実施	産業医及びかかりつけ医等を対象に、アルコール問題の適切な診断や対応に関する研修を実施します。
172	3. 保健・医療体制の充実	③ 精神保健・医療体制及び高次脳機能障害支援体制の整備・充実	障害政策課	精神科救急情報センターの運営	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神科救急情報センター（こころの健康センター）が行う精神障害者の移送や措置診察（精神科三次救急）に係る体制を整備し適切な医療提供を図ります。
173	3. 保健・医療体制の充実	③ 精神保健・医療体制及び高次脳機能障害支援体制の整備・充実	障害政策課	精神科救急医療システムの整備	夜間や休日に急激に症状が悪化した精神障害のある人が、適切な医療機関で受診できるようにするための体制を整備します。
174	3. 保健・医療体制の充実	③ 精神保健・医療体制及び高次脳機能障害支援体制の整備・充実	病院局総務課	県立精神医療センターの運営	県内の精神医療の拠点として、精神科3次救急の受け入れ、司法精神医療の実践（鑑定業務や医療観察法の対応）、重症患者の対応などを主に医療を提供します。
175	3. 保健・医療体制の充実	③ 精神保健・医療体制及び高次脳機能障害支援体制の整備・充実	障害政策課	高次脳機能障害支援拠点機関の運営	社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する支援コーディネーターが、高次脳機能障害者の日常生活や社会復帰に向けた支援及び医療的ケア・リハビリに関する専門的な相談を行います。
176	3. 保健・医療体制の充実	④ 難病患者支援の充実	保健予防課	指定難病における特定医療の給付	指定難病における特定医療に関する治療研究の推進と患者の負担軽減を図るため、医療費の一部公費負担を行います。



No.	施策	事業類型	担当所属	事業名	事業内容
177	3. 保健・医療体制の充実	④ 難病患者支援の充実	保健予防課	難病患者地域支援対策推進事業の実施	難病患者の在宅療養を支援するため、訪問による相談や相談会を開催するとともに、個々の支援の充実を図ります。また、難病に関わる支援者によって在宅療養支援計画の策定・評価等を行い、地域のネットワークの構築を図ります。
178	3. 保健・医療体制の充実	④ 難病患者支援の充実	保健予防課	難病医療提供体制整備事業	難病診療連携拠点病院及び難病医療協力病院を指定し、早期の診断及び診断後はより身近な医療機関で適切な医療を受けることができるよう、難病医療ネットワーク体制を整備します。
179	3. 保健・医療体制の充実	④ 難病患者支援の充実	保健予防課	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の実施	小児慢性特定疾病児童等自立支援員を設置し、相談支援や情報提供を行うことにより児童の自立を支援するとともに、関係機関との連絡調整を図り、地域における支援内容の検討に努めます。
180	3. 保健・医療体制の充実	④ 難病患者支援の充実	保健予防課	群馬県在宅重症難病患者一時入院事業	人工呼吸器を使用する在宅の特定医療患者の家族等介護者の休息等を目的とした「レスパイト入院」の受入体制を整備します。
181	3. 保健・医療体制の充実	④ 難病患者支援の充実	保健予防課	在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業の実施	在宅人工呼吸器を使用する特定医療（指定難病）受給者に対し、診療報酬を超える訪問看護料を負担します。
182	3. 保健・医療体制の充実	④ 難病患者支援の充実	保健予防課	群馬県神経難病患者在宅医療支援事業の実施	クロイツフェルトヤコブ病等の神経難病の診断、療養等を支援するため、国の指定した専門医を中心とした医療チームを派遣します。
183	3. 保健・医療体制の充実	④ 難病患者支援の充実	保健予防課	群馬県難病相談支援センターの運営	国の指定した難病についての相談を受けるとともに、難病に関する情報の提供を行います。
184	3. 保健・医療体制の充実	⑤ 保健・医療従事者の育成・確保	医務課	理学療法士・作業療法士養成施設の適正な運営の確保	理学療法士・作業療法士を養成する施設の適正な運営の確保に努めます。
185	3. 保健・医療体制の充実	⑤ 保健・医療従事者の育成・確保	障害政策課	精神保健福祉士養成施設の適正な運営の確保	精神保健福祉士を養成する施設の適正な運営の確保に努めます。
186	3. 保健・医療体制の充実	⑤ 保健・医療従事者の育成・確保	医務課	看護師等修学資金の支援	看護師等確保のため、県内の養成所等の在学者に修学資金を貸与します。
187	3. 保健・医療体制の充実	⑤ 保健・医療従事者の育成・確保	医務課	看護師等養成施設の適正な運営の確保及び支援	看護師等養成所の適正な運営の確保に努めるとともに、支援を行います。

No.	施策	事業類型	担当所属	事業名	事業内容
188	3. 保健・医療体制の充実	⑤ 保健・医療従事者の育成・確保	児童福祉・青少年課	母子保健関係者の研修の実施	母子保健水準の向上を図るため、住民及び母子保健関係者を対象とした研修を行います。
189	4. 教育の充実	① 学校教育の充実	教育委員会特別支援教育課	特別支援教育の充実	発達障害等を含めた障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導及び支援を行う「特別支援教育」を充実します。
190	4. 教育の充実	① 学校教育の充実	教育委員会特別支援教育課	公立特別支援学校における教育の充実	特別支援学校における障害のある幼児児童生徒に対する教育の充実を図ります。
191	4. 教育の充実	① 学校教育の充実	教育委員会特別支援教育課	病弱特別支援学校における教育の充実	慢性疾患等のため医療を必要とする児童生徒が、入院治療を受けながら学習できる環境の整備と指導の充実を図ります。 なお、入院治療が短期間でも小中学校等から病弱特別支援学校への転入学は可能であり、学習空白を作らないために利用できます。
192	4. 教育の充実	① 学校教育の充実	教育委員会特別支援教育課	盲・聾学校幼稚部での3歳からの幼児受け入れ実施	視覚障害や聴覚障害のある幼児の早期教育のため、県立盲学校と県立聾学校の幼稚部で、3歳からの幼児を受け入れます。
193	4. 教育の充実	① 学校教育の充実	教育委員会特別支援教育課	特別支援学級における教育の充実	特別支援学級における障害のある児童生徒に対する教育の充実を図ります。
194	4. 教育の充実	① 学校教育の充実	教育委員会特別支援教育課	通級による指導の充実	通常の学級に在籍しながら、特別の指導を受けることができる通級による指導の充実を図ります。
195	4. 教育の充実	① 学校教育の充実	教育委員会特別支援教育課	高等学校における通級による指導	高等学校の生徒を対象とする特別の指導を受けることができる通級による指導を実施します。
196	4. 教育の充実	① 学校教育の充実	教育委員会特別支援教育課	県立聾学校の通級指導教室の推進	県内の小・中学校の通常の学級に在籍し、比較的軽度の難聴あるいは言語障害のある児童生徒が県立聾学校に通って指導を受けたり、県立聾学校の教員が地域へ出向いて指導を行ったりします。
197	4. 教育の充実	① 学校教育の充実	教育委員会特別支援教育課	訪問教育の充実	障害のある子どもで、通学が困難な者に対して訪問教育を実施します。
198	4. 教育の充実	① 学校教育の充実	教育委員会特別支援教育課	特別支援学校の整備	教育環境整備のため、教室不足の解消や複数の障害に対応した特別支援学校、スクールバスの整備や、児童生徒の増加に対応した教育環境の整備などに取り組むほか、市立特別支援学校の県立移管を進めます。

No.	施策	事業類型	担当所属	事業名	事業内容
199	4. 教育の充実	① 学校教育の充実	教育委員会特別支援教育課	市立特別支援学校費補助	市立特別支援学校を設置する市に対し、円滑な学校運営に資するため、運営費や施設整備費を補助します。
200	4. 教育の充実	① 学校教育の充実	私学・子育て支援課	私立特別支援学校に対する支援	私立特別支援学校の運営に対して、支援を行います。
201	4. 教育の充実	① 学校教育の充実	教育委員会管理課	特別支援学校施設・設備の整備充実	特別支援学校施設・設備の長寿命化を推進し、改修工事等を計画的に実施します。
202	4. 教育の充実	① 学校教育の充実	教育委員会管理課	学校施設・設備の改善推進	学校施設や設備のバリアフリー化を推進します。
203	4. 教育の充実	① 学校教育の充実	教育委員会管理課	特別支援学校スクールバスの運行	特別支援学校への自力通学が困難な児童生徒の通学を支援し、遠距離通学による保護者の送迎負担を軽減するため、スクールバスを運行します。
204	4. 教育の充実	① 学校教育の充実	教育委員会特別支援教育課	教育、福祉、保健、医療、労働等の連携の充実	教育、福祉、保健、医療、労働等が一体となって、乳幼児期から学校卒業後まで、障害のある子ども及びその保護者等に対する相談及び支援体制の推進を図ります。
205	4. 教育の充実	① 学校教育の充実	教育委員会特別支援教育課	地域特別支援連携協議会の開催	教育、医療、保健、福祉等が連携できるように教育事務所単位で連携協議会を開催し、緊密な協力体制を構築します。
206	4. 教育の充実	① 学校教育の充実	教育委員会特別支援教育課	キャリア教育の推進、進路指導の充実	障害のある児童生徒の社会自立を促進するため、研修会や協議会を開催するとともに、指導の充実を図ります。
207	4. 教育の充実	① 学校教育の充実	教育委員会特別支援教育課	特別支援学校高等部生徒に対する就労支援	特別支援学校高等部生徒の就労を支援するため、就労先や実習先を開拓する就労支援員の配置、職業教育の充実、体験型介護研修会の実施、教員研修の充実、1年生進路ガイダンスによる生徒本人・保護者の就労への理解促進、企業採用担当者学校見学会の開催、就労先を教員等が訪問する卒業生定着支援を行い、入学から卒業後までの一貫した就労支援を行います。
208	4. 教育の充実	① 学校教育の充実	教育委員会特別支援教育課	特別支援学校作業学習充実	特別支援学校高等部において、皮革加工などを導入し、作業製品のブランド化を進め、地域の資源や産業と結びつけた職業教育の充実を図ります。
209	4. 教育の充実	① 学校教育の充実	教育委員会特別支援教育課	高等学校等生活介助員の配置	県立高等学校等に在籍する障害のある生徒が学校生活を円滑に続けられるようにするため、生活介助員を配置します。

No.	施策	事業類型	担当所属	事業名	事業内容
210	4. 教育の充実	① 学校教育の充実	教育委員会特別支援教育課	特別支援教育就学奨励費の補助	特別支援学校や小中学校に通学する障害のある幼児児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、負担能力の程度に応じて、学校給食費や交通費等の費用の全部又は一部を補助します。
211	4. 教育の充実	① 学校教育の充実	教育委員会特別支援教育課	特別支援学校の文化祭の開催	特別支援学校で学ぶ幼児児童生徒の美術作品等の展示及び学習発表を行います。
212	4. 教育の充実	① 学校教育の充実	農業構造政策課	特別支援学校生徒に対する農業現場実習の実施	農業法人等への障害者雇用の可能性を検討するため、特別支援学校生徒の農業現場での実習を実施します。
213	4. 教育の充実	① 学校教育の充実	教育委員会特別支援教育課	小中学校、高等学校等のサポート	県内を4つのエリア(中部、西部、北部、東部)に分け、各教育事務所の特別支援教育専門相談員や特別支援学校専門アドバイザーが、幼稚園、小中学校、高等学校等の要請に応じ、特別の教育的支援が必要な幼児児童生徒の教育に関する相談支援体制の充実を図ります。また、エリアサポートモデル校(小学校又は中学校)を指定し、発達障害教育に係る実践的研究を進めます。
214	4. 教育の充実	① 学校教育の充実	私学・子育て支援課	障害児の就園に対する支援	障害のある幼児が就園している私立幼稚園に対して、補助します。
215	4. 教育の充実	① 学校教育の充実	教育委員会特別支援教育課	特別支援学校の医療的ケア支援	特別支援学校に通学する医療的ケアが必要な児童生徒が健康で安全な学校生活を営むことができるように、教育・医療・保健・福祉等と連携して、安全で適切な医療的ケア実施体制の充実を図ります。
216	4. 教育の充実	① 学校教育の充実	教育委員会総合教育センター	子どもに関する発達相談の充実	発達が気になる乳幼児及び児童生徒に対する障害の理解や適切な関わり方、家庭教育や就学等に係る支援を行うため、来所相談、電話相談、訪問相談を行います。
217	4. 教育の充実	① 学校教育の充実	教育委員会特別支援教育課	交流及び共同学習の推進	特別支援学校児童生徒の居住地校交流(居住地の小中学校等との交流)を積極的に進めます。また、小中学校等における通常の学級と特別支援学級の児童生徒との交流を進めます。
218	4. 教育の充実	① 学校教育の充実	教育委員会特別支援教育課	ハートフルアート展の開催	県内特別支援学校全23校で学ぶ幼児児童生徒の図画工作、美術作品等の合同展示を行い、障害のある幼児児童生徒に対する県民の理解啓発を進めます。
219	4. 教育の充実	② 教育職員の専門性の向上	教育委員会学校人事課	特別支援学校教諭免許状の取得促進	群馬県教育職員免許法認定講習により、特別支援学校教諭2種免許状の取得を促進します。
220	4. 教育の充実	② 教育職員の専門性の向上	教育委員会特別支援教育課・総合教育センター	教職員を対象にした研修事業の充実	特別支援学校、幼稚園等、小・中学校、高校等の教職員を対象に、経験や職種・職務に応じた研修を実施し、特別支援教育の専門性向上を図ります。

No.	施策	事業類型	担当所属	事業名	事業内容
221	4. 教育の充実	② 教育職員の専門性の向上	教育委員会総合教育センター	特別な支援が必要な幼児児童生徒に関する研修事業の充実	幼稚園等、小・中学校、高校等の教職員を対象に、特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の理解と指導に関する研修を実施し、教職員の理解促進と指導力向上を図ります。
222	4. 教育の充実	② 教育職員の専門性の向上	教育委員会総合教育センター	特別支援教育に関する情報提供の推進	特別支援教育の充実に向けて、指導資料を作成・提供するとともに、特別支援教育に関する研修会や授業公開について情報提供を行います。
223	4. 教育の充実	② 教育職員の専門性の向上	教育委員会特別支援教育課	発達障害等に係る研究協議会の実施	小・中学校、高等学校、特別支援学校等の教員等を対象として、発達障害等のある児童生徒の指導や保護者対応について演習や実習を中心とした実践的な研修を行い、指導力を高めます。
224	5. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	① 文化芸術活動の推進	障害政策課	障害者作品展の開催	障害のある人の自立と社会参加を促進するため、障害のある人の趣味や技術等を活かした作品を展示する作品展を開催します。
225	5. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	① 文化芸術活動の推進	障害政策課	障害のある人の文化芸術活動の振興	障害のある人の自立と社会参加を促進するため、障害のある人の文化芸術活動の振興を図ります。
226	5. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	① 文化芸術活動の推進	各県有施設管理所属(文化振興課・教育委員会生涯学習課)	県立の美術館、博物館、天文台等における観覧料等の免除	障害者手帳を持つ人が県立の美術館、博物館等を利用する場合、観覧料等を免除します。
227	5. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	① 文化芸術活動の推進	障害政策課	ナイスハートフェア(知的障害児(者)施設製作品展)の開催	知的障害のある人に対する理解を深めるため、施設利用者による作品展示及び即売会を開催します。
228	5. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	① 文化芸術活動の推進	障害政策課	こころのふれあい・バザー展の開催	精神障害のある人の自立と社会復帰を進めるため、団体の活動紹介や作品の展示・販売を行うとともに、体験発表や交流等を行います。
229	5. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	① 文化芸術活動の推進	教育委員会特別支援教育課	ハートフルアート展の開催	県内特別支援学校全23校で学ぶ幼児児童生徒の図画工作、美術作品等の合同展示を行い、障害のある幼児児童生徒に対する県民の理解啓発を進めます。
230	5. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	① 文化芸術活動の推進	教育委員会特別支援教育課	特別支援学校の文化祭の開催	特別支援学校で学ぶ幼児児童生徒の美術作品等の展示及び学習発表を行います。
231	5. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	② 障害者スポーツの振興	障害政策課	全国障害者スポーツ大会、パラリンピック等への選手派遣及び参加支援	障害者スポーツの普及と理解を促進するため、障害のある人が参加する全国規模の各種スポーツ大会やパラリンピック等国際的な障害者スポーツ大会への選手派遣及び参加を支援します。

No.	施策	事業類型	担当所属	事業名	事業内容
232	5. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	② 障害者スポーツの振興	障害政策課	県障害者スポーツ大会の開催	障害者スポーツの普及とスポーツを通して障害のある人の社会参加の促進等を図るために開催します。
233	5. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	② 障害者スポーツの振興	障害政策課	各種障害者スポーツ大会への参加支援	県外で開催される各種スポーツ大会への参加経費の一部を助成します。
234	5. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	② 障害者スポーツの振興	障害政策課	障害者スポーツに関する情報発信及びコーディネーターの設置	障害者スポーツに関する情報(スポーツ教室、大会、地域で活動する団体等)をホームページ等を通じて発信します。また、コーディネーター(障害者スポーツに関する相談窓口)を設置し、障害者とスポーツのマッチングや行政と関係団体等との連携強化を図ります。
235	5. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	② 障害者スポーツの振興	障害政策課	トップアスリート交流事業	障害者スポーツの普及を図るために、スポーツのトップアスリートを特別支援学校等に派遣し、講演会や体験授業を実施します。
236	5. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	② 障害者スポーツの振興	障害政策課	パラアスリート発掘・育成事業	パラリンピック・デフリンピックなど国際大会で活躍する選手を輩出することを目的に、優れた人材を早期に発掘して、関係団体との連携により、計画的な育成・支援を行います。
237	5. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	② 障害者スポーツの振興	スポーツ振興課	群馬県スポーツ賞顕彰	スポーツ競技において優れた成果を挙げるなど、スポーツの振興について特に顕著な功績のあった者及び団体に対し、群馬県スポーツ賞の顕彰を行う。
238	5. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	② 障害者スポーツの振興	スポーツ振興課	アスリートサポート事業	オリンピック・パラリンピックなどの国際大会での活躍を目指す本県トップアスリートに対して支援を行います。
239	5. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	② 障害者スポーツの振興	スポーツ振興課	国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催準備	令和11年に本県開催が予定されている国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けて、市町村や競技団体等と連携して準備を進めます。
240	5. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	② 障害者スポーツの振興	eスポーツ・新コンテンツ創出課	eスポーツの推進	eスポーツの推進・普及をととして、障害のある方のレクリエーション活動の充実や社会参加等を図ります。
241	5. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	② 障害者スポーツの振興	障害政策課	障害者スポーツ競技団体活動経費補助	障害者スポーツの競技力向上を図るため、競技団体の新規立ち上げ及び団体強化に係る費用の一部を助成します。
242	5. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	② 障害者スポーツの振興	障害政策課	県立ふれあいスポーツプラザの運営	県立ふれあいスポーツプラザを設置・運営し、障害のある人等のスポーツ及びレクリエーション活動の振興と社会参加を図ります。

No.	施策	事業類型	担当所属	事業名	事業内容
243	5. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	② 障害者スポーツの振興	障害政策課	県立ゆうあいピック記念温水プールの運営	県立ゆうあいピック記念温水プールを設置・運営し、障害のある人等のスポーツ及びレクリエーション活動の振興と社会参加を図ります。
244	5. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	② 障害者スポーツの振興	税務課	ゴルフ場利用税の非課税	障害のある人のスポーツ活動に参加する機会の拡大等の観点から、一定の要件を満たす場合、ゴルフ場利用税が非課税となります。
245	5. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	③ 余暇・レクリエーション活動の充実	障害政策課	障害者週末活動支援事業	障害者就業・生活支援センターに支援員を配置して、特別支援学校等を活用し、障害のある人が週末に余暇活動を行う場を提供することにより、障害のある人の生活の安定と充実、障害のある人や家族間の交流を促進し、障害のある人の就業支援、在職者の定着支援を図ります。
246	5. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	③ 余暇・レクリエーション活動の充実	eスポーツ・新コンテンツ創出課	eスポーツの推進	eスポーツの推進・普及をととして、障害のある方のレクリエーション活動の充実や社会参加等を図ります。
247	6. 雇用の拡大、就労の促進	① 雇用の拡大と職場への定着支援	障害政策課 労働政策課	障害者就業・生活支援センターの充実	就業及びこれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある人に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施し、就業面及び生活面の一体的支援を行う障害者就業・生活支援センターの充実を図ります。
248	6. 雇用の拡大、就労の促進	① 雇用の拡大と職場への定着支援	労働政策課	障害者就労開拓支援委託事業の実施	民間事業者に委託して、障害者の就労先・実習先を開拓し、障害者就業・生活支援センターの登録者等の就労・実習に結びつけます。
249	6. 雇用の拡大、就労の促進	① 雇用の拡大と職場への定着支援	労働政策課	障害者就労サポーター企業の連携推進	障害者雇用の促進に積極的・協力的な企業を、サポーター企業として登録し、企業同士のネットワーク構築を図り、ノウハウの共有・向上を図ります。
250	6. 雇用の拡大、就労の促進	① 雇用の拡大と職場への定着支援	労働政策課	障害者就労サポートセンターの運営	県労働政策課内に設置している障害者就労サポートセンターに、障害者就労サポーターを配置し、支援機関との連携強化、障害者と企業の双方に対する支援を実施します。
251	6. 雇用の拡大、就労の促進	① 雇用の拡大と職場への定着支援	労働政策課	ぐんまグッジョブフェア	「障害者とともに働く」をテーマに、特別支援学校生徒や障害者施設の製品の共同販売会、講演会等を実施
252	6. 雇用の拡大、就労の促進	① 雇用の拡大と職場への定着支援	労働政策課	障害者のテレワーク支援	重度の身体障害者や精神・発達障害者など、職場への出勤が困難な障害者の就労機会を拡大するため、障害者テレワークの普及啓発セミナーや合同企業説明会、県内企業への障害者テレワークアドバイザー派遣を行うとともに、分身ロボットOriHimeを活用して、障害者の新たな働き方の普及啓発を行う。
253	6. 雇用の拡大、就労の促進	① 雇用の拡大と職場への定着支援	障害政策課	就労定着支援事業の推進	就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障害のある人に対し、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所や家族との連絡調整等の支援を行う就労定着支援事業を推進します。

No.	施策	事業類型	担当所属	事業名	事業内容
254	6. 雇用の拡大、就労の促進	① 雇用の拡大と職場への定着支援	農業構造政策課	農福連携普及啓発に係る研修会の開催	県内農業者等を対象に、農福連携の周知や県社会就労センター協議会の共同受注窓口の利用促進を図るため、研修会を開催します。
255	6. 雇用の拡大、就労の促進	① 雇用の拡大と職場への定着支援	農業構造政策課	JAにおける農福相談窓口の設置や環境整備に対する支援	農業者と障害者施設等の農作業受給マッチングや環境整備に取り組むJAに対し、費用の補助を行います。
256	6. 雇用の拡大、就労の促進	① 雇用の拡大と職場への定着支援	人事課(総務事務管理課、地域・専門機関)	「チャレンジウィズぐんま」の実施	障害のある人を会計年度任用職員として任用し、文書集配や軽作業等の補助的業務を通じてスキルを磨き、民間企業等への就職につなげ、県全体の障害者雇用を推進します。
257	6. 雇用の拡大、就労の促進	① 雇用の拡大と職場への定着支援	教育委員会総務課 教育委員会学校人事課	教育委員会版「チャレンジウィズぐんま」の実施	障害のある人を3年を限度に会計年度任用職員として雇用し、教育委員会での勤務経験を通して、作業スキルの向上を図りながら民間企業等への就職を目指します。
258	6. 雇用の拡大、就労の促進	① 雇用の拡大と職場への定着支援	人事課(各所属)	会計年度任用職員(障害者枠)の任用	障害の特性が多様であることを踏まえ、業務内容や勤務時間に一定の配慮が必要な障害者を会計年度任用職員(障害者枠)として任用します。
259	6. 雇用の拡大、就労の促進	① 雇用の拡大と職場への定着支援	人事課(総務事務管理課)	障害者職業生活相談員の配置	障害のある職員が働きやすい環境を整備するため、総務事務管理課に配置した障害者職業生活相談員が定期的に巡回相談を行い、一人ひとりの特性に応じた助言や支援を行います。
260	6. 雇用の拡大、就労の促進	① 雇用の拡大と職場への定着支援	人事課 人事委員会 企業局経営戦略課 病院局総務課 教育委員会学校人事課	障害のある人の県職員採用推進	障害のある人の県職員採用の推進を図ります。
261	6. 雇用の拡大、就労の促進	① 雇用の拡大と職場への定着支援	農業構造政策課	特別支援学校生徒に対する農業現場実習の実施	農業法人等への障害者雇用の可能性を検討するため、特別支援学校生徒の農業現場での実習を実施します。
262	6. 雇用の拡大、就労の促進	① 雇用の拡大と職場への定着支援	障害政策課	障害者週末活動支援事業	障害者就業・生活支援センターに支援員を配置して、特別支援学校等を活用し、障害のある人が週末に余暇活動を行う場を提供することにより、障害のある人の生活の安定と充実、障害のある人や家族間の交流を促進し、障害のある人の就業支援、在職者の定着支援を図ります。
263	6. 雇用の拡大、就労の促進	① 雇用の拡大と職場への定着支援	教育委員会特別支援教育課	特別支援学校高等部生徒に対する就労支援	特別支援学校高等部生徒の就労を支援するため、就労先や実習先を開拓する就労支援員の配置、職業教育の充実、体験型介護研修会の実施、教員研修の充実、1年生進路ガイダンスによる生徒本人・保護者の就労への理解促進、企業採用担当者学校見学会の開催、就労先を教員等が訪問する卒業生定着支援を行い、入学から卒業後までの一貫した就労支援を行います。
264	6. 雇用の拡大、就労の促進	② 職業能力の開発推進	労働政策課	産業技術専門校におけるスクールカウンセラー派遣事業	近年増加している精神面への特別な支援が必要な訓練生(施設内訓練)に対応するために、産業技術専門校にスクールカウンセラー(臨床心理士)を派遣し、定期的なカウンセリングを行い、職業訓練生活を支援します。



No.	施策	事業類型	担当所属	事業名	事業内容
265	6. 雇用の拡大、就労の促進	② 職業能力の開発推進	労働政策課	障害者職業訓練の実施	障害のある人の職業能力開発のため、就職の促進に資する知識・技能を習得するための集合型訓練を、民間の教育機関等に委託して実施するほか、事業所の現場を活用した実践的な職業訓練を企業等に委託して実施します。
266	6. 雇用の拡大、就労の促進	② 職業能力の開発推進	労働政策課	全国障害者技能競技大会への選手派遣	障害のある人の職業能力開発や雇用の促進に対する社会の理解と認識を高めるため、全国障害者技能競技大会(アビリンピック)へ選手を派遣します。
267	6. 雇用の拡大、就労の促進	③ 福祉施設からの就労と工賃向上	障害政策課	就労移行支援事業の推進	障害のある人が、就職に必要な訓練等を受けられる場としての就労移行支援事業所の整備を進めるとともに、就労移行支援事業所等の職員向けの研修等を実施していきます。
268	6. 雇用の拡大、就労の促進	③ 福祉施設からの就労と工賃向上	障害政策課	就労継続支援事業の推進	企業等への就職が困難な障害のある人が、福祉的就労の機会を得るとともに、その知識・能力向上のために必要な訓練を受けられる場としての就労継続支援事業所を整備します。
269	6. 雇用の拡大、就労の促進	③ 福祉施設からの就労と工賃向上	障害政策課	障害のある人の工賃向上のための支援	障害者施設等を利用している障害のある人の工賃向上に向け、障害者施設等が共同で受注・販売促進等を行う「共同受注窓口」の運営支援等を行うとともに、製品・サービスの質を向上させるための専門家派遣や職員向け研修会、共同販売会「あつたかぐんまのハートバザール」の開催、農業者と障害者施設等のマッチング支援等に取り組めます。
270	6. 雇用の拡大、就労の促進	③ 福祉施設からの就労と工賃向上	障害政策課	工賃向上計画の策定・推進	障害のある人の経済的自立を支援するため、各事業における取組や県・市町村の支援策等をまとめた工賃向上計画を策定し、工賃の向上を図ります。
271	6. 雇用の拡大、就労の促進	③ 福祉施設からの就労と工賃向上	障害政策課	障害者就労施設等からの物品等の調達方針の策定・推進	障害者優先調達推進法に基づく調達方針を策定し、庁内全体で、優先的・積極的に障害者就労施設等からの物品等の調達に取り組めます。
272	7. 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	① 情報のアクセシビリティの向上	障害政策課	点字情報ネットワーク事業の実施	視覚障害のある人に対する情報提供システムとして、新聞、雑誌等の情報を点字物により提供します。
273	7. 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	① 情報のアクセシビリティの向上	メディアプロモーション課	点字による広報の作成・配布	視覚障害のある人への広報のため、「ぐんま広報」を主とした情報を点字にした冊子を作成・配布します。
274	7. 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	① 情報のアクセシビリティの向上	メディアプロモーション課	声の広報の作成・配布	視覚障害のある人への広報のため、「ぐんま広報」を主とした情報を録音したカセットテープ・CDを作成・配布します。
275	7. 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	① 情報のアクセシビリティの向上	議会事務局政策広報課	点字及び音声による広報誌「議会時報」の作成	視覚障害のある人に配慮し、点字及び音声により、県議会の情報を提供します。

No.	施策	事業類型	担当所属	事業名	事業内容
276	7. 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	① 情報のアクセシビリティの向上	障害政策課	字幕入り映像ライブラリーの制作・貸出	聴覚障害のある人への情報提供として、聴覚障害者コミュニケーションプラザにおいて、テレビ番組、映画等に字幕・手話を挿入したビデオ・DVDの制作(委託制作等を含む。)及び貸出を行います。
277	7. 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	① 情報のアクセシビリティの向上	メディアプロモーション課	手話通訳入り広報番組の制作・提供	聴覚障害のある人に配慮し、手話通訳を入れた広報番組を制作・提供します。
278	7. 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	① 情報のアクセシビリティの向上	議会事務局政策広報課	手話通訳入り広報番組の制作・提供	聴覚障害のある人に配慮し、手話通訳を入れた広報番組を制作・提供します (県議会広報番組「新議長・副議長に聞く」、「県議会議りポート」は、全編手話通訳入り)
279	7. 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	① 情報のアクセシビリティの向上	議会事務局議事課	県議会における手話通訳の実施	希望に応じて、本会議(質疑及び一般質問)の手話通訳を行います。
280	7. 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	① 情報のアクセシビリティの向上	メディアプロモーション課	障害者に優しいホームページづくりの推進	障害のある様々な人に配慮したホームページの作成を積極的に進めます。
281	7. 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	① 情報のアクセシビリティの向上	教育委員会生涯学習課	県立図書館での郵送貸出の実施	障害により来館に支障のある利用者の便宜を図るため、郵送貸出を行います。
282	7. 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	② 意思疎通支援の充実	障害政策課	手話通訳者・要約筆記者の派遣	聴覚障害者コミュニケーションプラザの運営等を通じて、聴覚障害等により意思疎通を図ることに支障がある人を支援するため、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。
283	7. 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	② 意思疎通支援の充実	障害政策課	聴覚障害関連情報機器の貸出	聴覚障害のある人の意思疎通手段を確保するため、聴覚障害者コミュニケーションプラザにおいて、聴覚障害関連の情報機器を貸し出します。
284	7. 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	② 意思疎通支援の充実	障害政策課	県職員向け手話研修の実施	県民と直接対応を行う窓口業務に従事する県職員を対象に、障害福祉圏域単位での手話研修を開催します。
285	7. 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	② 意思疎通支援の充実	障害政策課	遠隔手話通訳サービスの実施	県庁窓口、県立ふれあいスポーツプラザ及び県立ゆうあいピック記念温水プールにタブレット型端末を置き、聴覚障害者コミュニケーションプラザと繋ぎ、画面越しに手話通訳者との対話を可能にします。
286	7. 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	② 意思疎通支援の充実	障害政策課	手話普及啓発イベントの開催	手話への理解、手話の普及を進めるため、県内各地域でイベントを開催します。

No.	施策	事業類型	担当所属	事業名	事業内容
287	7. 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	② 意思疎通支援の充実	障害政策課	手話講習会等開催経費の補助	企業等において手話や要約筆記の普及が進むよう、事業者が従業員に対して実施した手話講習会や要約筆記講習会経費の一部を補助します。
288	7. 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	② 意思疎通支援の充実	障害政策課	聴覚障害者等FAX・メール・電話中継事業の支援	社会生活において不可欠かつ緊急を要する場合の連絡手段を確保するため、聴覚障害のある人からのEメール・ファクシミリ・電話を中継する事業の支援を行います。
289	7. 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	② 意思疎通支援の充実	障害政策課	盲ろう者向け通訳・介助員の派遣	視覚及び聴覚に重複障害のある人の意思伝達、外出等を支援するため、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。
290	7. 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	② 意思疎通支援の充実	障害政策課	県立点字図書館の運営	視覚障害のある人の社会参加の促進等を目的として、点字図書の貸出・閲覧、音訳CDの貸出、点訳奉仕員・音訳奉仕員の養成や各種相談事業等を行う点字図書館を運営します。
291	7. 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	② 意思疎通支援の充実	障害政策課	県聴覚障害者コミュニケーションプラザの運営	聴覚障害のある人の社会参加の促進等を目的として、手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣、字幕入り映像ライブラリーの貸出や各種相談事業等を行う聴覚障害者コミュニケーションプラザを運営します。
292	7. 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	② 意思疎通支援の充実	障害政策課	障害者情報化支援センター事業の推進	障害のある人の情報化支援のため、群馬県社会福祉総合センター内にインターネットに接続したパソコンや周辺機器等を設置し、常駐するコーディネーターがパソコン活用に関する相談に応じます。また、障害のある人がパソコンを利用できるよう、操作訓練の機会を提供します。
293	7. 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	② 意思疎通支援の充実	障害政策課	手話通訳者・要約筆記者等の養成	聴覚障害者コミュニケーションプラザの運営等を通じて、手話通訳者及び要約筆記者を養成します。また、聴覚障害のある人の団体が行う手話通訳士の資格取得を推進する事業に対して、経費の一部を補助します。
294	7. 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	② 意思疎通支援の充実	障害政策課	点訳奉仕員・音訳奉仕員の養成	点字図書館の運営等を通じて、点訳奉仕員及び音訳奉仕員を養成します。
295	7. 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	② 意思疎通支援の充実	障害政策課	盲ろう者向け通訳・介助員の養成	視覚及び聴覚に重複障害のある人の意思伝達、外出等を支援する盲ろう者向け通訳・介助員を養成します。
296	7. 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	② 意思疎通支援の充実	障害政策課	失語症者に対する意思疎通支援者の養成	失語症の人に対して意思疎通を支援する者を養成します。
297	8. 防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備	① 防災対策の推進	消防保安課	NET119緊急通報システムやファクシミリ・メールによる緊急通報体制の整備の促進	聴覚や言語等の障害により通常電話で119番通報ができない人のため、各消防本部においてNET119緊急通報システム(スマートフォン等を用いていつでもどこからでも音声によらない緊急通報を行うことができるシステム)やファクシミリ・メールによる通報体制の整備が進むよう支援します。

No.	施策	事業類型	担当所属	事業名	事業内容
298	8. 防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備	① 防災対策の推進	危機管理課 健康福祉課	避難行動要支援者の避難支援体制の整備促進	市町村が避難行動要支援者の避難支援対策や福祉避難所の指定等を行うにあたり、地域の実態にあわせて実施できるよう支援します。
299	8. 防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備	① 防災対策の推進	河川課	水害における円滑かつ迅速な避難を確保するための支援	洪水浸水想定区域に所在する施設について、市町村が地域防災計画に定めるための支援を行うとともに、施設管理者等が行う避難確保計画の作成を支援します。
300	8. 防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備	① 防災対策の推進	砂防課	土砂災害における円滑かつ迅速な避難を確保するための支援	土砂災害警戒区域内に所在する施設について、市町村が地域防災計画に定めるための支援を行うとともに、施設管理者等が行う避難確保計画の作成や避難訓練の実施を支援します。
301	8. 防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備	① 防災対策の推進	健康福祉課	災害福祉支援ネットワークの推進	災害時、被災施設の利用者の受け入れや応援職派遣の調整を行います。また避難所等において、障害のある人等の要配慮者に対して福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム(DWAT)を派遣します。
302	8. 防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備	① 防災対策の推進	障害政策課	災害派遣精神医療チームの体制整備	災害発生時に被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援活動を行うための災害派遣精神医療チーム(DPAT)の体制整備を図り、災害が発生した場合には必要に応じてチームの派遣を行います。
303	8. 防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備	② 防犯対策・交通安全への配慮	消費生活課、 警察本部生活安全企画課	犯罪の起きにくい安全・安心なまちづくりの推進	平成16年6月に公布された「群馬県犯罪防止推進条例」に基づき、犯罪の起きにくい安全・安心なまちづくりを推進します。
304	8. 防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備	② 防犯対策・交通安全への配慮	警察本部広報聴課 (警察安全相談室)	ファクシミリ・メールによる警察安全相談の実施	聴覚や言語等の障害により、電話で相談ができない人のために、ファクシミリによる相談を受け付けています。また、県警のホームページでも、要望・相談をメールで受け付けています。
305	8. 防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備	② 防犯対策・交通安全への配慮	警察本部通信指令課	県警FAX110番受信の効果的促進	聴覚や言語等の障害により、通常電話で110番通報できない人のため、ファクシミリによる通信受理の効果的促進を図ります。
306	8. 防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備	② 防犯対策・交通安全への配慮	警察本部通信指令課	県警メール110番受信の効果的促進	平成16年6月から事前登録制のメール110番を導入し、緊急時の効果的活用を図ります。
307	8. 防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備	② 防犯対策・交通安全への配慮	警察本部通信指令課	110番アプリシステムの効果的活用促進	令和元年から110番アプリシステムを導入しており、利用対象者の登録を促し緊急時の効果的活用を図ります。
308	8. 防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備	② 防犯対策・交通安全への配慮	道路管理課	交通安全運動の推進	交通事故防止のため、年4回交通安全運動を実施し、交通安全思想の普及啓発を行います。

No.	施策	事業類型	担当所属	事業名	事業内容
309	8. 防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備	② 防犯対策・交通安全への配慮	警察本部交通企画課	交通安全教室の実施	特別支援学校の児童生徒、知的障害者施設の入所者、聴覚障害のある人等に対して、交通安全教室を実施します。
310	8. 防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備	② 防犯対策・交通安全への配慮	警察本部交通規制課	バリアフリー対応信号機の整備	高齢者等感応式信号機や音響式信号機、歩車分離式信号機を整備します。
311	8. 防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備	② 防犯対策・交通安全への配慮	警察本部交通規制課	エスコートゾーンの整備	視覚障害のある人が安全に道路を横断できるよう、誘導ブロックを横断歩道に設置するエスコートゾーンを整備します。
312	8. 防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備	③ 住まいの確保等	障害政策課	在宅重度身体障害者(児)住宅改造事業の実施	在宅で重度の障害のある人の地域生活を支援するため、住宅のバリアフリー化等に対して援助します。
313	8. 防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備	③ 住まいの確保等	住宅政策課	障害のある人等に配慮した既設県営住宅の改善	障害のある人や高齢者が利用しやすいように、既設の設備や仕様を改善します。
314	8. 防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備	③ 住まいの確保等	住宅政策課	ぐんま住まいの相談センターの設置	バリアフリー住宅の新築・増改築・改修工事を行う際、安全な住宅に安心して暮らせるよう技術的・専門的な事柄について専門家が情報を提供し、相談を受けます。
315	8. 防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備	③ 住まいの確保等	住宅政策課	群馬県居住支援協議会の運営	障害のある人をはじめ、高齢者、子どもを育成する家庭等が賃貸住宅に円滑に入居できるように必要な支援策を検討し、連携して支援を実施します。
316	8. 防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備	③ 住まいの確保等	住宅政策課	住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度等の実施	住宅セーフティネット法に基づき、障害のある人をはじめ、高齢者、子どもを育成する家庭等、住宅の確保に配慮を要する人の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度等を実施します。
317	8. 防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備	③ 住まいの確保等	障害政策課	グループホームの整備	障害のある人が、共同生活を行い、家事等の日常生活上の支援や、食事や入浴等の介護を受けながら、地域において自立した生活を送るグループホームの整備を推進します。
318	8. 防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備	③ 住まいの確保等	障害政策課 住宅政策課	グループホーム事業への公営住宅の使用提供	社会福祉法人等においてグループホームとしての活用が可能な公営住宅について、公営住宅法第45条第1項に基づく使用を推進します。
319	8. 防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備	④ 円滑な交通・移動のための環境整備の推進	障害政策課	人にやさしい福祉のまちづくり条例に基づくバリアフリー化の推進	人にやさしい福祉のまちづくり条例に基づき、建築物や鉄道駅、道路等のバリアフリー化を推進します。また、条例に規定する全ての整備基準に適合する施設に、申請により適合証を交付します。

No.	施策	事業類型	担当所属	事業名	事業内容
320	8. 防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備	④ 円滑な交通・移動のための環境整備の推進	交通政策課	交通施設バリアフリー化の推進	高齢者や障害のある人等の移動の利便性及び安全性の向上を促進するため、バリアフリー法に基づく基本方針に定める目標達成に向け、鉄道事業者等が行う鉄道駅のバリアフリー化整備を支援します。
321	8. 防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備	④ 円滑な交通・移動のための環境整備の推進	交通政策課	ノンステップバス等の導入に対する支援	高齢者や障害のある人等が移動しやすい環境を整えるため、バリアフリー対応のノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの車両導入を支援します。
322	8. 防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備	④ 円滑な交通・移動のための環境整備の推進	障害政策課	思いやり駐車場利用証制度の推進	障害のある人、高齢者、難病患者、妊産婦のうち県が定めた交付基準の該当者に思いやり駐車場利用証を交付し、制度に協力する施設の思いやり駐車場(車いす使用者用駐車施設)を利用する際に利用証を掲示する思いやり駐車場利用証制度を推進し、車いす使用者用駐車施設の適正利用を進めます。
323	8. 防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備	④ 円滑な交通・移動のための環境整備の推進	警察本部交通規制課	障害のある人に対する駐車禁止除外の指定	歩行困難な身体障害のある人や知的障害のある人が使用する自動車について、駐車禁止規制から除外します。
324	8. 防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備	④ 円滑な交通・移動のための環境整備の推進	警察本部運転免許課	安全運転相談ダイヤルの整備	障害のある人から運転免許取得・継続等の相談を受けるため、安全運転相談ダイヤルを整備しています。
325	8. 防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備	⑤ 福祉のまちづくり推進	建築課	バリアフリー法による建築物の指導と助言の実施	建築確認申請時に、バリアフリー法に基づく建築物の指導及び助言を行います。
326	8. 防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備	⑤ 福祉のまちづくり推進	観光魅力創出課	障害のある人等に配慮した観光地整備	だれでも快適に使える「ぐんまビジタートイレ」の整備推進等、地域との連携をもとに市町村や民間団体が取り組む観光地整備等を支援します。
327	8. 防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備	⑤ 福祉のまちづくり推進	道路管理課 都市計画課	障害のある人等に配慮した歩道等の整備	障害のある人や高齢者が安心して出歩けるまちづくりの一環として、駅や市街地の公共施設・福祉施設・病院等の周辺道路において、歩道段差の改善や点字ブロックの設置等を行います。
328	8. 防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備	⑤ 福祉のまちづくり推進	選挙管理委員会	投票環境の整備	投票所が障害のある人に配慮した施設となり、投票時にも適切な介助が実施されるよう市町村選挙管理委員会に働きかけるとともに、代理投票や郵便投票等の制度の周知等を通じて、障害のある人が安心して選挙権を行使できる環境を整備します。
329	8. 防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備	⑤ 福祉のまちづくり推進	障害政策課	人にやさしい福祉のまちづくり条例に基づくバリアフリー化の推進	人にやさしい福祉のまちづくり条例に基づき、建築物や鉄道駅、道路等のバリアフリー化を推進します。また、条例に規定する全ての整備基準に適合する施設に、申請により適合証を交付します。